

特定生産緑地（羽曳野市）の解除

生産緑地法第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定を解除する。

番号	名称	位置	特定生産緑地面積	図面番号
1	蔵之内2	羽曳野市蔵之内地内	約 0.12 ha	9/11

「区域は指定図表示のとおり」